

広島県教育委員会訓令第一号

本 庁  
地 方 機 関  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会の公用文に関する規程及び広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓已

広島県教育委員会の公用文に関する規程及び広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

(広島県教育委員会の公用文に関する規程の一部改正)

第一条 広島県教育委員会の公用文に関する規程(昭和三十七年広島県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号中 「広島県教育委員会 委員長 氏 名」を「広島県教育委員会 委員長 氏 名」に

改め、同表の第二号及び第四号中「委員長」を「教育長」に改める。

(広島県教育委員会公印規程の一部改正)

第二条 広島県教育委員会公印規程(昭和三十七年広島県教育委員会訓令第九号)の一部を次のように改正する。

別表の2及び3を削り、同表の4を同表の2とし、同表の5を同表の3とし、同表の5の2を同表の4とし、同表の6を同表の5とし、同表の7を同表の6とし、同表の7の2を同表の7とする。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。